

独立行政法人地域医療機能推進機構

佐賀中部病院附属介護老人保健施設のご案内

重要事項説明書

(令和8年8月1日現在)

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成8年4月1日
所在地	佐賀市兵庫南三丁目8-1
電話番号	0952-22-3121
FAX番号	0952-28-5321
管理者	施設長 園畑 素樹
介護保険指定番号	4150180067

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に復帰及び継続できるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭等復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行います。退所後も家庭等での生活を継続できるよう支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

[当施設の運営方針]

- ① 明るく家庭的な雰囲気の中、入所者等の心身の特性に応じた看護、介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するように努めます。
- ② 地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、利用者の方が家庭への復帰を目指し、生甲斐をもって療養生活をおくることができるよう努めます。
- ③ 施設内における居宅介護支援事業所と連携を密にし、利用者の方へ充実した福祉と介護の支援に努めます。

(3) 施設の職員体制

当施設は、以下の職員体制基準を満たしております。

職種・職名	常勤	夜間	業 務 内 容
施設長	1.0		施設の運営管理の統括に関すること。
副施設長	1		施設長を補佐し、適切な運営を図ること。
医師	1		入所者等の診察、治療に関すること。
介護支援専門員	1		入所者等のケアプラン作成等。
支援相談員	1		入所者等の相談、指導に関すること。
看護師・准看護師	8	1	看護全般、援助に関すること。
介護職員	19	2	介護全般、援助に関すること。
理学・作業療法士	0.8		運動、作業療法の計画、実施、評価に関すること。
事務員	適当数		施設療養費、利用料の請求、徴収に関すること。
職種・職名	常勤	夜間	業 務 内 容

管理栄養士	1		献立の作成及び栄養価の計算に関すること。
薬剤師	0.27		医師の処方箋に基づく調剤に関すること。
調理師	相当数		給食の調理及び配膳に関すること。
施設員	1		施設内外の環境整備、清潔の保持に関すること。

(4) 入所定員等

- ・定員 80 名【 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は空きベッド活用です 】
- ・療養室 従来型個室 16 室 多床室 18 室（2 人室 4 室 4 人室 14 室）

2、サービス内容

- ① 施設サービス計画等の立案
- ② 食事（原則として食堂で提供いたします。）
- ③ 入浴（1 週間に 2 回、但し、利用者の身体の状態によっては清拭の場合もあります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ リハビリテーションマネジメントに基づく機能訓練や日常生活動作の評価等
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 栄養状態の管理
- ⑧ 利用者が選定する特別の食事の提供
- ⑨ 送迎 佐賀市（川副町、久保田町、諸富町、大和町、富士町、三瀬村）は除きます。
神崎市（脊振町）は除きます。）
なお、対象地域であっても、交通事情等を鑑みて、送迎の対応ができない場合がありますので、予めご了承下さい。

3、介護保険上の 1 割、2 割、3 割の負担並びに自己負担につきましては、別紙の料金表をご参照ください。

4、当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 JCHO 佐賀中部病院
 - ・住所 佐賀市兵庫南三丁目 8-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 下平歯科医院
 - ・住所 佐賀市神野三丁目 2-20

5、施設利用に当たっての留意事項

- ①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料として位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ②利用者は職員の指示に従って下さい。
- ③外来者が面会に来る時は、サービスステーションの許可を得て、所定用紙への記入をお願いします。
- ④敷地外への外出、外泊をする時はサービスステーションにて職員の許可を得てください。
- ⑤他の医療機関に受診する時は、サービスステーションの許可を得てください。無断で他の医療機関を受診された場合は医療保険との絡みで関係各所にご迷惑をかけることになりますので必ず守ってください。
- ⑥施設又は備品の毀損及び備品を施設外に持ち出さないでください。
- ⑦無断で備品の位置及び形状を変形しないでください。

6、非常災害対策

当施設では、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 2 回の実施
- ・訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

7、禁止事項

- ①利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止しております。
- ②利用者同士の金銭及び物品のやり取りは禁止しております。
- ③職員への金品等のお心遣いは一切禁じております。
- ④当施設、敷地内での飲酒、喫煙は禁止しています。
- ⑤ペットの持ち込みは禁止となっています。
- ⑥金品等の持込は原則禁止となっています（万一、盗難紛失されましても当施設は責任を負いかねます）。

8、緊急時の連絡先

- ・緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9、虐待防止に関する事項

当施設では利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じております。

- ①虐待を防止するための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に十分に周知します。
- ②虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。
- ③利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ④その他虐待防止のために必要な措置をします。
- ⑤虐待防止に関して指針を設けております。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10、サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者等に対し必要な措置を講じます。

- ①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ②当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

11、要望又は苦情等の申出

- ・利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員（TEL 0952-22-3121）に申し出ることができます。又は、所定の場所に設置する「提案箱」に投函して申し出ることができます。具体的な措置の内容は『利用者からの苦情を処理するために講じる措置』を参照ください。

12、提供するサービスの第三者評価の実施状況

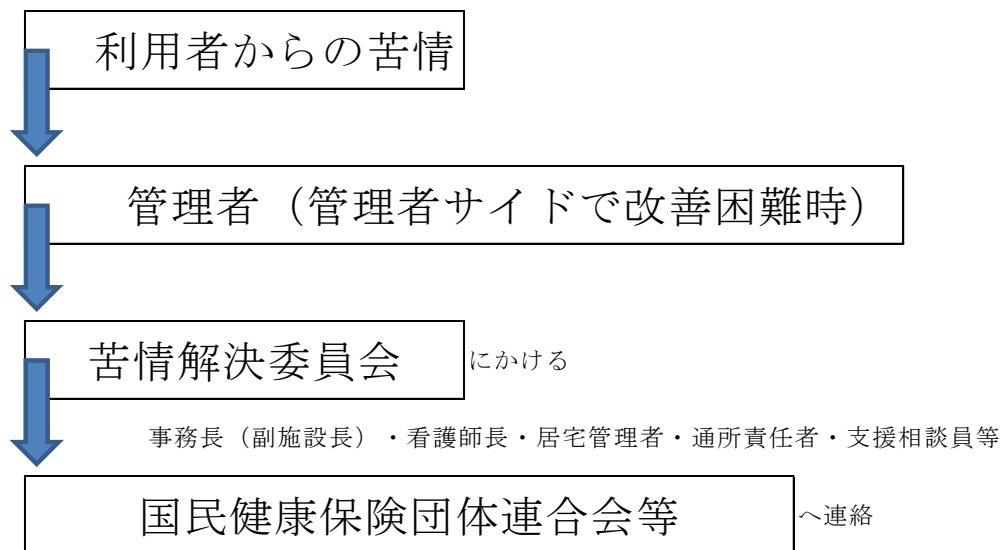
当施設ではサービスの第三者評価については現時点で実施しておりません。

利用者からの苦情を処理するために講じる措置

1. 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口の設置

窓口名称	住所	電話連絡	担当者
佐賀中部病院附属介護老人保健施設	佐賀市兵庫南三丁目8-1	0952-22-3121	支援相談員
佐賀県長寿社会課	佐賀市城内一丁目1番59号	0952-25-7266	サービス指導担当
佐賀中部広域連合	佐賀市白山二丁目1-12商工ビル5階	0952-40-1131	給付課指導係
佐賀県国民健康保険連合会	佐賀市呉服元町7-28佐賀県国保会館	0952-26-1477	介護苦情処理係

2. 円滑かつ迅速に事故対応を行うための手順



- ① 利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- ② 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力、指導、助言に従って必要な改善を行います。
- ③ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合、それに従って必要な改善を行います。

3. 苦情があったサービス事業に対する対応方針

自らのサービス計画に位置付けたサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関し、利用者に対し必要な助言を行います。

< 別紙2 >

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

- ◇ ご利用の申し込みにあたり、ご利用者様の「介護保険証」及び「介護保険負担割合証」の確認をさせていただきます。
- ◇ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭当での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に係るあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）様の希望を十分に取り入れていきます。
- ◇ 生活サービス
当施設入所中も明るい家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場にたって運営しています。
- ◇ 利用料金等につきましては、別紙4の利用料金表をご参照下さい。

個人情報の利用目的

- ◎ 独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）では、利用者様への適切なサービスを提供する為、利用者様並びにご家族様の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。

【施設内での利用】

- 1、当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
 - 2、介護保険事務
 - 3、介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ①入退所等の管理
 - ②会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護サービスの向上
- *居室の名札は利用者等の安全対策のために従来どおり対応しています。

【施設外への情報提供としての利用】

- 1、当施設等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②その他の業務委託
 - ③家族等への心身の状況説明
- 2、介護保険事務のうち、
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ④厚労省（LIFE）への情報送信
- 3、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 介護保険施設等において行なわれる学生の実習への協力
 - ③ 介護サービスの質の向上を目的とした施設内症例研究等
 - ④ 介護保険施設等において行われる季節行事等の広報

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせて頂きます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

上記、個人情報に係るご質問等につきましては、支援相談員までお申し出下さい。

佐賀中部病院附属介護老人保健施設 施設長

◎当施設における個人情報等（記録等）は厚生省令第40号4章「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」により下記のとおり保管しておりますことをご了承ください。また、その期間は第38条の2項により2年間となっております。

- ・施設サービス計画
- ・介護老人保健施設は入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討している、その内容等の記録
【第 8条4項】
- ・介護保健施設サービスを提供した際の、提供した具体的なサービスの内容等の記録
【第 9条2項】
- ・市町村への通知に係る記録
【第22条 】
- ・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録
【第34条2項】
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
【第36条2項】